

Facebook での
情報発信について報告書

平成30年3月22日

宇陀市議会議員

勝井太郎

目次

- 1 P 議員辞職勧告決議のきっかけとなった Facebook の投稿全文
- 3 P 総合評価落札方式一般競争入札の問題点
- 4 P 9月議会、12月議会を通じて感じていた問題意識について
- 6 P Facebook に投稿した文章の妥当性 ここまでのまとめ
- 7 P まとめ 市民の皆様へ
- 8 P 投稿後に起きた出来事
- 9 P 参考資料

用語解説

総合評価落札方式

一般競争入札の一種。官公庁が物品・役務の調達、建設工事の発注等で入札を行う際、業者から提示された価格だけでなく、提供される物品・インフラ等の品質や、環境に与える負荷の少なさ、省資源化など、あらかじめ設定された評価項目も勘案し、総合的に落札業者を決定する。企画競争入札とも類似するが、価格とのバランスが重視される。

最低制限価格

地方公共団体が競争入札を行う際に、事前に設定する落札の下限額。粗雑な工事などを防ぐためのもので、この価格を下回る入札は無効となる。

予定価格

国や地方公共団体が競争入札や随意契約によって民間企業や公益法人と契約を締結する際に、契約金額を決定する基準として事前に作成する見積価格。競争入札の場合、予定価格を上回る入札は無効となる。

低入札価格調査

入札価格が予定価格を大きく下回った場合、発注者が業者に対し、価格の内訳書などを提出させて適正な施工が可能かどうかを調べる制度。

落札率

入札の上限額である予定価格からみてどれくらいの割合で落札されたのかを計算した数値。例えば予定価格1000万円、落札金額900万円だと落札率は90%になる。

誤っていると指摘された F a c e b o o k 投稿文

12月議会が始まっています。
今日は総務文教常任委員会でした。
一つ、気になる議案がありました。

工事請負契約の変更について。
榛原総合センター（図書館も併設されています）の改修工事について9月議会で工事請負契約を承認しているのですが、新たに床工事、トイレ改修工事を追加するために、契約を変更するものでした。

通常、契約変更が必要になるのは、想定外の工事が必要になった時や突発的な事故が起きた時です。例えば、床をめくってみたら床下が腐食していた、工事中に自然災害が発生して工期が間に合わないなど。

今回はトイレ改修工事が追加でして、これは当初から改修したかったけれど、予算査定で認められなかったのを諦めていたけど、入札をしたら予定価格よりも安くなったので、その差額を使って工事をさせてくださいというものです。

これは民間企業であれば、そういうこともあり得るかなと思うのですが、行政で同じことをするのは問題があります。

問題点その1

最初から差額を使って工事を追加するつもりならば、議会に虚偽の説明をして予算を通そうとしたことになる。今回は条例で定める1億5千円を超える契約の変更であったので提案されたが、基準以下の工事契約ならば議会が予算を認めてしまえば、後は市役所の好きに出来てしまう。

これも大きな問題なのですが。

問題点その2

施工業者は入札、契約後に追加の工事を発注されるわけですが、そこだけ新たに見積もりを出して契約することになる。そこには競争原理が働かず入札制度を形骸化させかねない。一方で追加工事がどれだけあるかわからない状態で入札をすることは業者にとっても好ましいわけではない。

なので、どうしても入札前に、追加工事があるのかどうか知りたいと思ってしまうのではないのでしょうか。

で、うっかり業者さんと職員さんが話をしてしまうと

問題点その3

最初から追加工事をするつもりで、そのことを入札前に、あらかじめ業者さんに伝えてしまうと入札に関する情報を部外者に知らせることを禁止する「入札談合等関与行為防止法」違反になってしまう可能性がある。

この3番めが危ないのです。

平成14年に制定された「入札談合等関与行為防止法」では利益供与がなくても情報を漏らすだけで罪に問われるのです。贈収賄は誰もがダメなことであると認識していると思いますが、情報漏えいについても細心の注意を払わなければなりません。

「入札談合等関与行為防止法」では以下の行為を禁止して、違反をしたものには5年以下の懲役、または250万円以下の罰金を科します。

- ・事業者その他の者に談合を唆すこと
- ・事業者その他の者に予定価格その他の入札等に関する秘密を教示すること

入札差金による追加発注が常態化することは市にも、市と取引する業者さんにとってもリスクが大き過ぎるのではないのでしょうか。

入札前に下交渉をすることはもちろん出来ません。それをやると官製談合です。今は、そのようなことはないと思いますが、入札差金で追加発注が出来るとなると、そこから官製談合まで行ってしまう可能性がないとは言えないのです。そういうことが起きないように、今のうちに手を打っておきましょう。

キチンと必要な金額を積算して議会に予算案を提案してくれれば無碍に反対することもありませんので、今後はややこしいことをせずにちゃんと提案してくれればと思います。

辞職勧告決議の提案理由説明では

「自らの誤った認識のもと「変更契約には競争原理が働かない」や「入札談合行為防止法違反の可能性」などの問題点を列記し投稿しました。このことにより、市と請負業者の間で官製談合の疑いとも受け取れる内容であったことから、工事請負業者やその関係者、市の担当部局の方々に多大なご迷惑をおかけしました。

当委員会では、本議案につきましては、そのような行為は一切見受けられず、理事者の説明により委員の皆さんが理解を示し、採決においては、勝井議員も含む委員全員の賛成により、可決すべきものとして決定したにも関わらず、勝井議員の投稿は遺憾でありました。」

と述べている。投稿の中で誤っている点は追加工事発注の際の手続きについてであるが、議員辞職勧告決議提案理由によると「変更契約には競争原理が働かない」や「入札談合行為防止法違反の可能性」なども誤っているとされている。私がこれらの指摘をするに至った背景を説明し、検証する。

まず最初に総合評価落札方式の問題点について説明する。

宇陀市では、入札において、上限価格である予定価格と下限価格である最低制限価格を事前に公表をしている。そのため落札金額が最低制限価格に張り付くようになった。宇陀市が平成24年度から平成28年度までの5年間に行った入札は404件（入札不調となり宇陀市ホームページに結果が掲載されていない入札を除く）あり、このうち最低制限価格を上回る落札は10件に満たなかった。一方、過去5年間の入札のうち総合評価落札方式と呼ばれる方法で実施されたものは10件（入札不調となり随意契約をした工事1件を除く）であるが、このうち5件が最低制限価格を上回る価格で落札されている。表にあるように、特に平成27年以降の落札率は高く、最も高いものは97%に達している。なお平成27年度途中で1者のみの応札であっても入札が成立するように宇陀市が規則を変更している。総合評価落札方式は落札率が突出して高い。なにが落札金額を押し上げているのか、確認をする必要があると考えるに至った。また、大宇陀小学校建築工事（3期）を除く工事請負契約は議会の同意を必要とする1億5千万円以上の工事請負契約であるため、私を含む議員は議案審議を通じて契約内容の詳細を知らされている。

総合評価落札方式一般競争入札結果(平成25年度から平成29年度)

開札日	工事名(一部名称省略)	予定価格	最低制限価格	落札価格 (契約金額)	入札者数	落札率	落札企業
平成25年4月4日	大宇陀小学校建設工事(3期)	¥145,845,000	¥124,983,600	¥124,983,600	4	85.7%	北脇組
平成25年5月29日	大宇陀中学校校舎耐震補強工事	¥383,145,000	¥331,341,150	¥331,341,150	2	86.5%	松塚・ハクリュウJV
平成25年5月29日	榛原小学校校舎耐震補強工事	¥316,365,000	¥274,263,150	¥274,263,150	2	86.7%	松塚・ハクリュウJV
平成26年2月24日	榛原小学校耐震事業屋内運動場改築工事	¥549,936,000	¥485,796,960	¥518,400,000	2(1者辞退)	94.3%	松塚・ハクリュウJV
平成26年11月13日	防災行政無線同報系無線設備整備工事	¥863,892,000	¥777,502,800	¥777,502,800	5(2者辞退)	90.0%	沖電気工業
平成27年11月24日	榛原中学校校舎耐震補強工事	¥518,508,000	¥466,657,200	¥486,000,000	1	93.7%	松塚・ハクリュウJV
平成27年11月24日	榛原西小学校屋内運動場耐震補強工事	¥239,997,600	¥215,174,880	¥231,120,000	1	96.3%	松塚・ハクリュウJV
平成29年5月29日	榛原中学校校舎大規模改修工事	¥219,348,000	¥195,662,520	¥212,760,000	1(1者辞退)	97.0%	松塚・ハクリュウJV
平成29年5月29日	菟田野中学校大規模改修工事	¥328,492,800	¥294,455,520	¥294,455,520	2	89.6%	村本・豊国JV
平成29年8月4日	宇陀市榛原総合センター大規模改修工事	¥194,788,800	¥174,607,920	¥183,600,000	1	94.3%	松塚・ハクリュウJV
最低制限価格で落札		最低制限価格を超えて落札		宇陀市ホームページより http://www.city.udanara.jp/			

総合評価落札方式一般競争入札(以下、総合評価落札方式)において最低制限価格を上回る落札がされた5件の入札のうち4件は1者のみが応札し落札している。

そもそも総合評価落札方式は応札する前に技術提案書を提出し、審査会において点数をつけた後、業者が入札金額を決めて応札する事ができる。そのため仮に技術提案書を提出した業者数もしくは提出した業者名、技術評価点に関する情報が応札業者に何らかの形で伝われば、業者間で談合し、高い金額で応札をして落札しようとする事が可能な仕組みと言わざるを得ない。実際に北海道開発局談合事件、高知談合事件、和歌山県談合事件、千葉市談合事件など制度導入以来談合事件が後を絶たない。

また、宇陀市の場合、総合評価落札方式審査会はすべて市職員で構成されており、評価の際に外部の視点は入る余地がない。法で義務付けられている外部の学識経験者からの意見聴取も基本的には県職員から行っており、外部の視点とはいえない。

以上のような総合評価落札方式の問題点を前提にして、私が宇陀市の総合評価落札方式による入札と契約変更についてフェイスブックで問題提起を行ったのは以下の理由による。

平成29年8月、宇陀市榛原総合センター大規模改修工事の入札が総合評価落札方式を用いて行われ開札した結果、松塚・ハクリュウ特定建設工事共同企業体が落札した。この入札は松塚・ハクリュウ特定建設工事共同企業体1者のみが入札に参加し、予定価格の94.3%の1億8360万円で工事請負契約の仮契約を締結した。契約金額が1億5千万円を超えており、議会の同意が必要だったため平成29年宇陀市議会第3回定例会(9月議会)に工事請負契約の締結に関する議案が提案され、審議が行われた。

9月議会の総務文教常任委員会の質疑の中で委員より、契約締結後に追加工事が発生する

ことはあり得るのかとの質問があり、それに対して担当課長が「これは申し上げにくいですが、入札の差金があるからといって安易に契約変更という御心配もいただいていると思います。要望がありつつそこを抑えているというような、我々としてもじくじたる思いをしているところもありますし、そこにどう折り合いをつけていくかというのは、理事者側で一度相談もさせていただきますし、当初想定していなかったにも関わらず、大規模に大幅に変更をかけていくのはなるべく避けたいと事業担当課としては思っています。」と答弁をされており、大規模ではない一定規模の契約変更については検討する旨の答弁がなされていた。

同じ委員会では菟田野中学校校舎大規模改修工事の工事請負契約の変更も審議されている。校舎の外壁面のクラック(ひび割れ)が多数見つかったこと、校舎のキュービクル(受電設備)の老朽化による更新を行うためのものであった。目視によって確認できるクラックを見逃したこと、キュービクルは法律で点検が義務付けられ部品交換なども点検時に指摘されていたにも関わらず校舎竣工以来一度もキュービクルの部品交換などが行われていなかったことが複数の議員の質疑から明らかになる。平成29年5月20日に行われたキュービクルの点検報告書を確認したところ、点検に立ち会った教頭が工事の予定はないと点検時に答え、記録されていた。しかし、6月議会に大規模改修工事請負契約の締結についての議案が提案されており、なぜ、教頭が工事の予定はないと答えたのか、疑念を持たざるを得ない。点検報告書によると多くの部品が耐用年数を過ぎていることが指摘され、高圧気中開閉器に至っては耐用年数を15年も過ぎていた。また、設備の更新をすべきであると再三指摘を受けていたことが確認された。以上の事実からなぜ当初の入札時にキュービクルの更新が含まれていなかったのか疑問を持たざるをえない。当初最低制限価格で落札されていたものが、工事請負契約の変更の結果、予定価格の98.5%の金額まで増額されている。

また、6月議会において、榛原中学校校舎大規模改修工事の契約変更が議決されており、こちらは校舎外壁面のクラック補修工事を追加するものであった。

以上のような経緯より、当初より契約変更を織り込んだものではないか確認をする必要があるという思いに至った。

12月議会において宇陀市榛原総合センター工事契約の変更について(トイレ改修工事などを追加するもの)の議案が提案された。総務文教常任委員会の質疑の中で9月議会において契約変更を念頭に置いた答弁がなされていたことから、契約変更の妥当性について問いただしたところ、「それで委員おっしゃったように当然差金が出てくる。その差金をあてに、じゃあこれよけたやつやろうとかいうのは、まさに疑念を持たれるところかと思えます。」と担当課長が答弁しており、市としてもこの契約変更は疑念を抱かせるものであると認識していたことが明らかになった。

そこで「当契約変更ありきで予算を組むのではなく、当初から必要な工事は予算に入れておくべきではないか」と指摘する書き込みを12月9日 Facebook に行った。このように、書き込みを行った動機は、契約変更が立て続けに行われたことから、契約変更に係る追加工事について、競争がなされず本契約の受注業者が独占的に受注する状況をなくしたいという思いからであった。ただ、その書き込みの中で、追加工事は受注業者が見積もりをし、市役所と協議を行うという指摘をしたところ、実際には、追加工事の見積もりは市役所が行い、それに本契約の落札率を乗じて発注価格を決めることが分かり、その点は私の間違いであった。この点をもって「議会内の誤った情報をインターネットより配信し」と辞職勧告決議で指摘されたのであるが、宇陀市における総合評価落札方式の運用方法についての問題の核心に対する指摘は何ら誤りはない。

12月定例議会の私の一般質問の際、議場に全議員が入らなかったが、一部の議員は議場に行くと言ったにも関わらず制止され、時間までに議場に入れなかったと私に証言している。

12月11日、市議会において山本裕樹議員が、「要望の提出など議会としての対応を求めるべきである」との内容の電話を施工業者に対してしているところを目撃し、その声は複数の議員が聞いているとの証言を得る。

12月12日 午前8時頃自宅に上田徳議長が訪ねてくる。私、両親の3人で対応。上田議長は「私の書き込みは間違っていないが、施工業者が憤っており、追加工事については施工しないと市議会に対して申し出があった。また議会としての対応を求められている。もはや議会として対応をするしかない。どう責任をとるのか、自発的に議員を辞職すべきではないか。」との主旨の意見を述べられる。この際、書き込みが間違っているとの指摘がなかったことは私、両親を含めて確認している。

以上ここまで確認をしたことを改めてまとめる。

①平成27年度中に要件を緩和し、1者のみの応札でも入札が成立するようになって以降、総合評価落札方式の落札率が高止まりしていた。

②菟田野中学校改修工事の契約変更に至るプロセスがあまりにもずさんであり、当初より契約変更を織り込んだのではないかと疑念を持たれても致し方ない。

③9月議会の本会議質疑、総務文教委員会審議において契約変更に対する質疑、答弁が行われていたことから、私を含む複数の議員が、入札差金による工事請負契約変更という

宇陀市の大規模改修工事の発注事務について疑念を感じていたのは事実である。

④ 1 2 月議会の総務文教常任委員会審議において、契約変更による追加工事は疑念を抱かせるものであると担当課長が答弁していることから、市は問題があると認識をしていた。

⑤ Facebook の書き込みに些末な点で誤りがあったことは事実であるが、私の主張は委員会審議での質問、答弁を論拠としており、誤った部分は論旨に影響を与えるものではない。よって、誤った認識のもとで書かれたものであるとは言えない。

⑥ 業者よりの申し入れが議員辞職勧告決議に至るプロセスの最初のきっかけになっているが、山本裕樹議員が働きかけをしたことは目撃証言から明らかである。上田徳議長は当初私の書き込みに対して問題点があるとは認識していなかったが、業者より議会としての対応を求められたとして、私に対して自発的な辞職を求めた。議会事務局が作成した会議録が業者に渡されていたことは業者より確認をしている。山本裕樹議員だけでなく、松浦利久子議員も業者と情報のやり取りがあったことも担当課長を通じて確認している。

⑦ 議員辞職勧告決議は工事請負契約の変更は疑念を持たれるものであるという市当局の認識そのものを否定するものであり、自ら行政のチェック機能を放棄しているものであると指摘したい。

まとめ

会議録、市役所の資料の確認など調査を進めた結果、私が Facebook に書き込んだ内容に大きな誤りがないことが証明された。委員会会議録、資料の精査、聞き取り調査をしたところ、辞職勧告決議を提出した議員は、事実関係の確認をすることなく、議員辞職勧告決議を提案したことは明白である。また、最初の業者から議会として対応を求めるきっかけになったのが、同僚議員の働きかけによるものであったことは遺憾である。

市民の皆様へ

1 2 月定例議会において提案可決された議員辞職勧告決議については、議決に至るまでのプロセスに問題があるだけでなく、確認することが出来る会議録などの資料を確認することなく、一方的に私が虚偽の書き込みをしたかのような印象を与え、私の名誉を著しく傷つけるものでした。業者に対して、抗議を行うようにそそのかし、騒ぎを大きくした議員がいたことについても憤りを覚えます。

最後に、私の調査に勇気を持って証言をしてくださった皆様ありがとうございました。これからも宇陀のために力を尽くす所存です。

Facebook への投稿以降に起きた出来事（ヒアリングによって明らかになった事実を含む）

12月11日 午後2時頃、議会事務局より市議会に来るようにと連絡を受ける。

Facebook の投稿に問題があるのではないかと総務文教委員会の委員と正副議長より指摘を受ける。9月議会、12月議会の総務文教委員会での審議より得た情報に基づく書き込みであり、名誉毀損など法的に問題のある書き込みではなかったため、問題点はないと回答する。

市議会で山本裕樹議員が施工業者であるハクリュウの関係者と電話で会話をしているところを目撃し複数の議員が聞いていたと、証言を得る。電話の内容は「要望の提出など議会としての対応を求めるべきである」というものであった。

12月12日 午前8時頃自宅に上田徳議長が訪ねてくる。私、両親の3人で対応。

上田議長は「私の書き込みは間違っていないが、施工業者が憤っており、追加工事については施工しないと市議会に対して申し出があった。また議会としての対応を求められている。もはや議会として対応をするしかない。どう責任をとるのか、自発的に議員を辞職すべきではないか。」との主旨の意見を述べられる。この際、書き込みが間違っているとの指摘がなかったことは私、両親を含めて確認している。

市役所にて、企画財政部長より、Facebook の書き込みでは追加工事の見積もりは施工業者が作ると読めるので、見積もりを出す主体は市であると明記したほうがよいとアドバイスを受け、書き込みを訂正した。

12月19日 議員辞職勧告決議が西岡宏泰総務文教委員長より提出され全会一致で可決。

参考資料

第2回 公益財団法人公正取引協会主催平成26年度「独占禁止法研究会」不当な取引制限
II－高知談合事件、岩手談合事件－ 公益財団法人公正取引協会

<http://www.koutori-kyokai.or.jp/description/research/2014/201405negishi.pdf>

平成29年宇陀市議会定例会第2日目 議事録

https://www.city.uda.nara.jp/gikai-soumu/shisei/gikai/gijiroku/h29_09_t_2.html#n18

平成29年9月12日総務文教常任委員会会議録 宇陀市議会

平成29年12月8日総務文教常任委員会会議録 宇陀市議会

宇陀市公式ホームページ入札結果

<https://www.city.uda.nara.jp/sangyou/nyuusatsu/kekka/index.html>